

兵庫県公報

令和5年2月28日 火曜日 第391号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（地域産業立地課）	2
○ 県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業の換地処分（同）	3
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（畜産課）	3
○ 家畜伝染病の発生（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 景観形成重要建造物等の指定（都市政策課）	5
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	6
○ 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧（住宅政策課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	9
○ 但馬海区漁場計画の策定等（但馬県民局）	9
○ 道路の位置指定（同）	10
○ 道路の位置指定の取消し（同）	11
○ 道路の位置指定（同）	11
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 入札公告（阪神南県民センター）	12
○ 同 上（阪神北県民局）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17
○ 入札公告（丹波県民局）	17
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立図書館）	19

告 示

兵庫県告示第225号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1から9の医療機関を救急病院、10の医療機関を救急診療所と認定した。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 名 称 | 公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院 |
| | 所在地 | 神戸市東灘区向洋町中2丁目11番 |
| | 認定年月日 | 令和4年12月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和7年11月30日 |
| 2 | 名 称 | 神戸市立医療センター 中央市民病院 |
| | 所在地 | 神戸市中央区港島南町2丁目1番地1 |
| | 認定年月日 | 令和5年2月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和8年1月31日 |

- 3 名称 神戸朝日病院
所在地 神戸市長田区房王寺町3丁目5番25号
認定年月日 令和5年2月1日
認定の有効期限 令和8年1月31日
- 4 名称 医療法人薫風会 佐野病院
所在地 神戸市垂水区清水が丘2丁目5番1号
認定年月日 令和5年1月29日
認定の有効期限 令和8年1月28日
- 5 名称 医療法人社団普門会 姫路田中病院
所在地 姫路市書写717番地
認定年月日 令和5年2月1日
認定の有効期限 令和8年1月31日
- 6 名称 兵庫県立西宮病院
所在地 西宮市六湛寺町13番9号
認定年月日 令和5年2月1日
認定の有効期限 令和8年1月31日
- 7 名称 市立加西病院
所在地 加西市北条町横尾1丁目13番地
認定年月日 令和5年1月29日
認定の有効期限 令和8年1月28日
- 8 名称 北播磨総合医療センター
所在地 小野市市場町926番地の250
認定年月日 令和5年1月31日
認定の有効期限 令和8年1月30日
- 9 名称 医療法人敬愛会 大塚病院
所在地 丹波市氷上町絹山513番地
認定年月日 令和5年1月10日
認定の有効期限 令和8年1月9日
- 10 名称 第2西原クリニック
所在地 伊丹市野間8-5-10
認定年月日 令和5年2月19日
認定の有効期限 令和8年2月18日



兵庫県告示第226号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
洲本市、芦屋市、豊岡市、西脇市（黒田庄町の区域を除く。）、三木市（吉川町の区域に限る。）、高砂市、加西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、淡路市、川辺郡、美方郡	令和6年3月10日（日）から同月31日（日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	その質量計の所在の場所

~~~~~

**兵庫県告示第227号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年2月14日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名     | 縦覧の期間                    | 縦覧の場所 |
|------------|---------|--------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 新池（谷）地区 | 令和5年2月28日から<br>同年3月20日まで | 淡路市役所 |

~~~~~

兵庫県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和5年2月10日県営土地改良事業（農地整備事業）国衙地区の換地処分をした。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

~~~~~

**兵庫県告示第229号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による種畜証明書を次のとおり交付した。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 飼養者の住所及び氏名又は名称                               | 種類 | 品種   | 名前                              |
|----------------------------------------------|----|------|---------------------------------|
| 朝来市和田山町安井123<br>県立農林水産技術総合センター<br>北部農業技術センター | 牛  | 黒毛和種 | 和倉土井、茂友美波、立章土井、茂勝美波、茂風波、北菊菜、北虎泉 |

~~~~~

兵庫県告示第230号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	丹波市
5 発生年月日	令和5年2月14日
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



兵庫県告示第231号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜一丁目1600番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年2月28日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年2月28日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 久畑香呂線	姫路市香寺町恒屋字阿原谷1478番1から 同市香寺町恒屋字田辺1486番1まで	旧	6.0から 10.0まで	185.0	
		新	10.0から 14.0まで	185.0	



兵庫県告示第233号

平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

中山台(2) I (105000204)の項中別図49を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第376号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
伏見台(1) I (130000197)	川辺郡猪名川町伏見台三丁目（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり



兵庫県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第95号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大平井II (129030012)	加東市新定（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり



兵庫県告示第236号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木として次のものを指定した。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

第15次指定

指定番号	名称	所在地	指定理由
15—1	蕎麦いち（旧小谷家住宅）	三田市三田町26—3	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。
15—2	旧下比延公会堂（鹿野町ふれあい館）	西脇市鹿野町720—1	歴史的建造物、公共・公益的施設、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。

15—3	富久錦株式会社	加西市三口町1048	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。
15—4	坂越まち並み館	赤穂市坂越1446—2	歴史的建造物、公共・公益的施設、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。
15—5	但馬安国禅寺とドウダんツツジ	豊岡市但東町相田327	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として、並びに地域の住民が愛着を持って守り育ててきた古木等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。
15—6	水垣家住宅	養父市吉井1704	歴史的建造物及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。
15—7	旧西垣家住宅	丹波市柏原町柏原588	歴史的建造物及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たしているといえるため。

兵庫県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
西宮市	阪神間都市計画生産緑地地区	名来1丁目4生産緑地地区ほか7地区

兵庫県告示第238号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
西脇市嶋地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
西脇市嶋の全部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び西脇市建設水道部都市住宅課
- 4 縦覧期間
令和5年2月28日から同年3月14日まで



兵庫県告示第239号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
赤穂市坂越地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域
赤穂市坂越字毎田、字小島、字名切、字犬戻、字潮見、字宮本、字本町、字高谷、字石佛、字砂山、字下高谷、字荒神、字八祖、字海雲寺、字湯殿町、字洞留、字大柴垣及び字大泊の各一部
- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所
兵庫県まちづくり部住宅政策課及び赤穂市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和5年2月28日から同年3月14日まで



兵庫県告示第240号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年4月28日から適用する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

表株式会社但馬銀行の項中

「

	株式会社 但馬銀行	豊岡市千代田町
	本店営業部	
	同 問屋町支店	豊岡市中陰
	同 豊岡東支店	豊岡市中央町
	同 香住支店	美方郡香美町香住区香住
	同 浜坂支店	美方郡新温泉町浜坂
	同 湯村支店	美方郡新温泉町湯
	同 村岡支店	美方郡香美町村岡区村岡
	同 竹野支店	豊岡市竹野町竹野
	同 城崎支店	豊岡市城崎町湯島
	同 出石支店	豊岡市出石町田結庄
	同 日高支店	豊岡市日高町日置

同 八鹿支店	養父市八鹿町八鹿
同 広谷支店	養父市広谷中町
同 大屋支店	養父市大屋町大屋市場
同 和田山支店	朝来市和田山町玉置
同 山東支店	朝来市山東町末才
同 新井支店	朝来市新井
同 生野支店	朝来市生野町口銀谷
同 福崎支店	神崎郡福崎町西田原
同 姫路支店	姫路市下白銀町
同 姫路東支店	姫路市市川橋通2丁目
同 加古川支店	加古川市加古川町寺家町
同 稲美支店	加古郡稲美町六分一
同 三木支店	三木市末広2丁目
同 緑が丘支店	三木市緑が丘町中1丁目
同 小野支店	小野市本町
同 加西支店	加西市北条町横尾
同 西脇支店	西脇市西脇
同 明石支店	明石市大明石町1丁目
同 魚住支店	明石市魚住町錦が丘3丁目
同 神戸支店	神戸市中央区加納町4丁目
同 上筒井支店	神戸市中央区坂口通3丁目
同 長田支店	神戸市長田区腕塚町3丁目
同 月見山支店	神戸市須磨区北町3丁目
同 垂水支店	神戸市垂水区霞が丘7丁目
同 桃山台支店	神戸市垂水区桃山台3丁目
同 甲南支店	神戸市東灘区本山中町1丁目
同 甲南支店	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目
渦ヶ森出張所	
同 西宮北口支店	西宮市高松町
同 甲陽園支店	西宮市甲陽園本庄町
同 三田支店	三田市相生町
同 宝塚支店	宝塚市伊子志1丁目
同 伊丹支店	伊丹市昆陽
同 塚口支店	尼崎市塚口町
同 西明石支店	明石市松の内
同 箕谷支店	神戸市北区日の峰
同 播磨支店	加古郡播磨町北本荘
同 川西支店	川西市小花
同 昭和町支店	豊岡市昭和町
同 和田山東支店	朝来市和田山町玉置
同 西宮支店	西宮市池田町
同 関宮支店	養父市関宮
同 神崎支店	神崎郡神河町福本
同 柏原支店	丹波市柏原町柏原
同 武庫之荘支店	尼崎市武庫之荘
同 芦屋北支店	芦屋市東山町
同 苦楽園支店	西宮市南越木岩町
同 中山寺支店	宝塚市中山寺
同 西神中央支店	神戸市西区糀台

を
「

	株式会社 但馬銀行 本店営業部 同 香住支店 同 浜坂支店 同 八鹿支店 同 和田山支店	豊岡市千代田町 美方郡香美町香住区香住 美方郡新温泉町浜坂 養父市八鹿町八鹿 朝来市和田山町玉置
--	---	--

」

に改める。



兵庫県告示第241号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メー トル)	延 長 (メー トル)
第R04中播位置 0004号	5.2.16	揖保郡太子町東保字宗田112番1の一部、112番5の一部	6.0	43.90



兵庫県告示第242号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定に基づき、但馬海区漁場計画等を次のとおり定めた。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 漁業権に関する事項

(1) 共同漁業権

- ア 公示番号 別紙のとおり
- イ 漁業種類 別紙のとおり
- ウ 漁業の名称 別紙のとおり
- エ 漁業の時期 別紙のとおり
- オ 漁場の位置 別紙のとおり
- カ 漁場の区域 別紙のとおり
- キ 条件 別紙のとおり
- ク 関係地区 別紙のとおり
- ケ 類似又は新規漁業権の別 別紙のとおり
- コ 免許予定日 別紙のとおり
- サ 漁業権の存続期間 別紙のとおり

(2) 区画漁業権

- ア 公示番号 別紙のとおり
- イ 漁業種類 別紙のとおり
- ウ 漁業の名称 別紙のとおり
- エ 漁業の時期 別紙のとおり
- オ 漁場の位置 別紙のとおり
- カ 漁場の区域 別紙のとおり

- キ 条件 別紙のとおり
- ク 関係地区 別紙のとおり
- ケ 個別又は団体漁業権の別 別紙のとおり
- コ 類似又は新規漁業権の別 別紙のとおり
- サ 免許予定日 別紙のとおり
- シ 漁業権の存続期間 別紙のとおり

(3) 定置漁業権

- ア 公示番号 別紙のとおり
- イ 漁業種類 別紙のとおり
- ウ 漁業の名称 別紙のとおり
- エ 漁業の時期 別紙のとおり
- オ 漁場の位置 別紙のとおり
- カ 漁場の区域 別紙のとおり
- キ 条件 別紙のとおり
- ク 関係地区 別紙のとおり
- ケ 個別又は団体漁業権の別 別紙のとおり
- コ 類似又は新規漁業権の別 別紙のとおり
- サ 免許予定日 別紙のとおり
- シ 漁業権の存続期間 別紙のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

3 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

- (1) 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
原案どおり定めることに異議なし
- (2) 漁場図
別紙のとおり
- (3) その他参考となるべき事項
該当なし

4 免許の申請期間

令和5年3月1日から同年6月30日まで

5 その他

この告示の別紙は、4に定める免許の申請期間中、次に掲げる場所において縦覧に供するほか、兵庫県のホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk16/gyojokeikaku.html>）に掲示する。

縦覧場所	住所
但馬県民局豊岡農林水産振興事務所但馬水産事務所	美方郡香美町香住区境1126—5



兵庫県告示第243号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 0011号	5.2.13	豊岡市中陰字上ツノベ467番1の一部	4.85	35.00

兵庫県告示第244号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

取消番号	取消年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 廃0002号	5.2.13	豊岡市中陰字上ツノベ467番1	4.00	35.00

兵庫県告示第245号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04但馬位置 0012号	5.2.16	朝来市和田山町枚田字庄ノ田626番1の 一部、626番2の一部	6.00	81.60
			6.00	27.46

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン姫路
 所在地 姫路市今宿2017-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 山西泰明
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (i) 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社ビーユー 大阪市西区立売堀四丁目5番7号 水江 充
 株式会社犬の家 愛知県春日井市大泉寺町292-342 福手 由美
 藤久株式会社 名古屋市中東区高社一丁目210番地 中松 健一

外25者

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ペリカン	大阪市西区立売堀四丁目5番7号	上野喜子
株式会社犬の家	愛知県春日井市瑞穂通三丁目90番地	福手由美

外24者

4 変更年月日

令和4年9月15日 ほか

5 届出年月日

令和5年1月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年2月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年6月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年2月28日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 秋山徹志

1 入札に付する事項

(1) 件名

(一) 淀川水系 昆陽川捷水路 排水機場運転管理業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す仕様書等のおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(4) 履行場所

入札説明書による

(5) 入札方法

上記(1)について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税相当額を除いた金額)を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

単独企業又は特別共同企業体(以下「共同企業体」という。)による。

(1) 単独企業の資格要件

ア 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者で、大分類「役務の提供」、小分類「設備保守・管理」又は「その他役務」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて下記申請場所へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局物品管理課物品班（神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話：078-341-7711（内線4938）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。

ウ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 終末処理場、排水ポンプ場、浄水処理施設及び浄水ポンプ場に係る運転管理業務に関し、元請又は共同企業体の構成員（出資比率30パーセント以上のものに限る。）として、入札時において過去10年以内に経験（業務中を含む。）を有すること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は2者又は3者とし、それぞれの出資比率が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 構成員は上記2(1)のアからオまでのいずれにも該当すること。

エ 代表構成員は、上記2(1)のカに該当すること。

オ 結成方法は自主結成とし、本件入札に関して入札参加申し込みを行った他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

カ 構成員の一部が、入札参加申し込み締め切り後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その共同企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和5年3月14日（火）までの間、その共同企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな共同企業体を結成し、入札参加の申し込みを行うことができ、新たな構成員が入札日までに入札参加資格を受けた時は、入札に参加することができる。

3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎2F）

阪神南県民センター県民交流室総務防災課（財務担当）

電話：06-6481-4518

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和5年2月28日（火）から同年3月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和5年3月28日（火） 午前11時から

場所 兵庫県尼崎総合庁舎 別館2F大会議室（尼崎市東難波町5-21-8）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便等（書留郵便及び書留郵便に準ずるものに限る。）による入札の場合は、令和5年3月27日（月）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月24日（金）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて令和5年3月24日（金）の午後5時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した業務を履行できることを証明する書類を令和5年3月14日（火）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理した者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は前記1(1)について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 入札執行に際しては、積算内訳書を提出すること。

サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからコまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

シ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tetsushi Akiyama, Executive Director General, Hanshinminami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government

- (2) Nature of the services to be required:
As per designated by the head of the procuring entity in specifications
- (3) Fulfillment period:
From the date of this agreement through March 31, 2024
- (4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specifications
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 March 14, 2023
- (6) Deadline for tender:
11:00 March 28, 2023 by direct delivery
17:00 March 27, 2023 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr Wada, Civil Administration Office, Hanshinminami District Administration Center, Hyogo Prefectural Government
5-21-8, Higashinaniwachou, Amagasaki city, Hyogo 660-8588
TEL(06)6481-4518(Ext. 263)

~~~~~

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年2月28日

契約担当者

兵庫県阪神北県民局長 和 泉 秀 樹

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
宝塚総合庁舎エレベーター保守点検業務
- (2) 仕様  
契約担当者が入札説明書で指定する仕様書のとおり。
- (3) 契約期間  
令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで
- (4) 履行場所  
宝塚市旭町2-4-15 宝塚総合庁舎
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
(入札参加資格審査窓口)  
兵庫県出納局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4936
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先  
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15  
阪神北県民局総務企画室財務担当 今村  
電話 (0797) 83-3112 FAX (0797) 86-4379
- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年2月28日(火)から同年3月9日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
日時 令和5年3月17日(金) 午後2時  
場所 兵庫県宝塚総合庁舎 地下1階第4会議室(宝塚市旭町2-4-15)
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証・マイナンバーカード等)を持参すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年3月16日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。))を加算して得た額の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月16日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)に示した資格を有することを証明する書類を添付して、令和5年3月9日(木)午後5時までに提出すること。  
イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
キ 参加申込書で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
 要作成
- (8) 落札者の決定方法  
 入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他  
 詳細は、入札説明書による。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年2月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 赤穂郡上郡町山野里字新田333番5の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 赤穂郡上郡町大持278  
 上郡町長 梅田修作
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和4年12月19日  
 兵庫県指令建指第1-1号（4上郡）



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年2月28日

契約担当者

兵庫県丹波県民局長 今井良広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務の名称  
 柏原総合庁舎保健所棟エレベーター保守管理業務
  - (2) 仕様  
 契約担当者が入札説明書で指定する仕様書のとおり。
  - (3) 契約期間  
 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
  - (4) 履行場所  
 丹波市柏原町柏原688 柏原総合庁舎
  - (5) 入札方法  
 上記(1)の業務について入札に付する。  
 落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688  
丹波県民局県民交流室総務防災課 担当：鳥井  
電話（0795）73-3714（内線205） F A X（0795）72-3077
- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年2月28日（火）から同年3月9日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年3月16日（木）午後2時  
兵庫県丹波県民局柏原職員福利センター1階 多目的ホール
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和5年3月15日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。
- (3) 契約保証金  
契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがある。
- (4) 入札に関する条件
  - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
  - イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。
  - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
  - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
  - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
  - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

### 教育委員会公告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年2月28日

契約担当者

兵庫県立図書館長 村上元伸

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立図書館電子書籍コンテンツ 5,440点
- (2) 調達物品の特質等  
仕様書による。
- (3) 納入期限  
令和5年3月31日
- (4) 納入場所  
兵庫県立図書館 明石市明石公園1-27
- (5) 入札の方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒673-8533 明石市明石公園1-27  
兵庫県立図書館 総務課  
電話 (078) 918-3366 F A X (078) 913-9229
- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年2月28日(火)から同年3月8日(水)まで(日曜日及び月曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年3月14日(火)午前11時  
兵庫県立図書館 ミーティングルーム
- (4) 入札書の提出期限  
(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和5年3月11日(土)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月9日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。  
イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
エ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motonobu Murakami, President of Hyogo Prefectural Library
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Hyogo prefectural Library purchased 5,440 e-book contents
- (3) Delivery deadline: March 31, 2023
- (4) Delivery place: Hyogo prefectural Library

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 March 8, 2023
- (6) Deadline for tender  
11:00 March 14, 2023 by bring directly. 17:00 March 11, 2023 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Hyogo prefectural Library 1-27 Akashikouen, Akashi, Hyogo 673-8533  
TEL (078)918-3366 FAX (078)913-9229